平成２４年（フ）第６３８５号
最後の住所兵庫県伊丹市南野２―６―５
破産者　被相続人亡常松正寿相続財産
1　破産債権の届出期間　平成25年６月18日まで
2　一般調査期日　平成25年８月22日午後３時
平成25年５月15日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第４６２８号
大阪市西成区潮路１―８―１シャルマンコーポネイビー704号
破産者　田添　晴喜
1　破産債権の届出期間　平成25年６月19日まで
2　一般調査期日　平成25年７月18日午後３時
平成25年５月14日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第４０８号
大阪府岸和田市下池田町２丁目７番18号
破産者　有限会社堀本急配
1　破産債権の届出期間　平成25年６月20日まで
2　一般調査期日　平成25年８月20日午後１時30分
平成25年５月15日
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２４年（フ）第３２７６号
大阪府吹田市高浜町10番41号、住民票上の住所大阪市東淀川区菅原２丁目３番４―30号
破産者　萱原　潤一
1　破産債権の届出期間　平成25年６月21日まで
2　一般調査期日　平成25年７月26日午後３時
平成25年５月15日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第６３０７号
大阪市城東区蒲生３丁目15番８号　ツインパレス６―Ａ
破産者　株式会社シンエイ
1　破産債権の届出期間　平成25年６月24日まで
2　一般調査期日　平成25年９月５日午後３時
平成25年５月15日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第４６号
山形県西村山郡西川町大字間沢203番地
破産者　有限会社間沢油店
1　破産債権の届出期間　平成25年６月25日まで
2　一般調査期日　平成25年８月１日午後３時30分
平成25年５月15日　　山形地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第７６９号
大阪府岸和田市八阪町１丁目９番21号
破産者　株式会社ニューホンダ関西
1　破産債権の届出期間　平成25年６月27日まで
2　一般調査期日　平成25年８月27日午後１時30分
平成25年５月15日
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２３年（フ）第７７０号
大阪府岸和田市下松町5076番地タウンホーム下松201号、開始決定時の住所大阪府岸和田市八阪町１丁目９番21号
破産者　横山　嘉彦
1　破産債権の届出期間　平成25年６月27日まで
2　一般調査期日　平成25年８月27日午後１時30分
平成25年５月15日
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２４年（フ）第３７４号
長崎県長崎市小江原４丁目27番７号
破産者　和田　耕一
1　破産債権の届出期間　平成25年６月28日まで
2　一般調査期日　平成25年８月７日午前10時
平成25年５月15日
長崎地方裁判所民事部破産係

書面による計算報告

次の破産事件について、破産管財人から任務終了による計算の報告書の提出があった。破産法89条３項に規定する者は、計算に異議があれば、以下の期間内に裁判所に異議を述べなければならない。

平成２４年（フ）第９０号
山口市神田町10番30号
破産者　國弘　　直
異議申述期間　平成25年６月25日まで
平成25年５月14日
山口地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第１８３号
山口市神田町10番30号
破産者　株式会社國弘
異議申述期間　平成25年６月25日まで
平成25年５月14日
山口地方裁判所民事部破産係

特別清算終結

平成２４年（ヒ）第２０７５号
東京都千代田区神田須田町１丁目７番地８
清算株式会社　株式会社ＳＨ・サービスサプライ
1　決定年月日　平成25年５月14日
2　主文　本件特別清算手続を終結する。
東京地方裁判所民事第８部

平成２４年（ヒ）第３０１４号
大阪市中央区本町２丁目６番10号
清算株式会社　株式会社エイジェックストアマネジメント
1　決定年月日　平成25年５月13日
2　主文　本件特別清算手続を終結する。
大阪地方裁判所第６民事部

特別清算協定認可

平成２３年（ヒ）第３０１４号
大阪府和泉市テクノステージ３丁目４番15号
清算株式会社　阪南食品株式会社
1　決定年月日　平成25年５月13日
2　主文　本件協定を認可する。
協定
第１　共益債権及び優先債権
特別清算会社は、協定債権者の共同の利益のためにする裁判上の費用、清算業務の遂行に要する費用等の共益債権、国税徴収法又はその他国税徴収法の例により徴収することを得べき請求権等の優先債権の全額を、随時、弁済する。
第２　協定債権
１　定義
本協定による協定債権とは、共益債権、優先債権に該当しない債権のうち、平成23年３月23日（特別清算開始決定日の前日）までの原因に基づいて発生した債権をいう。
２　協定債権への弁済
特別清算会社は、協定債権者アイン食品株式会社及び協定債権者大和食品株式会社を除く各協定債権者に対し、本協定の認可の決定が確定した日から１か月以内に、協定債権額の10.51パーセントの金員を弁済する。
３　債務免除
⑴　各協定債権者は、前項の弁済を受けたときは、特別清算会社に対し、各協定債権の総額から各弁済額を控除した残額につき、その債務を免除する。
⑵　協定債権者アイン食品株式会社及び協定債権者大和食品株式会社は、本協定の認可の決定が確定したときに、特別清算会社に対し、全ての債務を免除する。
第３　劣後債権
１　定義
本協定による劣後債権とは、共益債権、優先債権に該当しない債権のうち、平成23年３月24日（特別清算開始決定日）以後の原因に基づいて発生した債権をいう。
２　劣後債権について債務の免除
各協定債権者は、本協定認可決定確定時に、劣後債権について、債務の全額を免除する。
第４　残余財産の処理
前記第２の２の弁済を行った後に、特別清算会社に新たな財産が発見されたときは、特別清算会社は、これを速やかに換価し、各協定債権者に対し、換価代金から必要な費用を控除した残額を各協定債権額の割合に応じて弁済する。この場合において、各協定債権者が前記第２の３により行った残債務の免除は、新たにされた弁済の限度で効力を失うものとする。
第５　弁済の方法
１　弁済の場所
本協定における弁済は、協定債権者が指定する銀行口座に振込む方法によって実施する。この場合の振込手数料は、特別清算会社の負担とする。
２　割合弁済による端数の処理
各協定債権者に対する弁済額を計算する過程で生じる１円未満の端数は、これを切り捨てる。
大阪地方裁判所第６民事部

再生手続開始

平成２５年（再）第１号
宮崎県都城市山田町山田3983番地69
再生債務者　株式会社亀元コンクリート
1　決定年月日時　平成25年５月13日午前10時
2　主文　再生債務者について再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成25年６月14日まで
4　再生債権の一般調査期間　平成25年７月８日から平成25年７月19日まで
宮崎地方裁判所都城支部